

日吉台学区自治連合会会則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本会は、良好な地域社会の維持および形成に資することを目的とし、以下に掲げるような地域的な共同活動を各自治会と連携して行う。

- (1) 住民相互の連絡、親睦
- (2) 美しい住み良い生活環境の整備
- (3) 防災・防火・防犯及び交通安全等の自主活動
- (4) 住民生活に関する地域内外の情報の収集伝達
- (5) 文化・体育及びレクリエーション活動
- (6) 青少年の育成、福祉活動、人権生涯学習活動その他地域団体活動の支援
- (7) 市その他行政機関に対する協議及び協力
- (8) その他上記諸活動の付随事項

(名 称)

第2条 本会は、「日吉台学区自治連合会」と称する。

(区 域)

第3条 本会の区域は、大津市日吉台一丁目、日吉台二丁目、日吉台三丁目、日吉台四丁目、及び坂本七丁目 35 番地（19 号及び、21 号から 27 号までに限る）の区域

2 本会は、別表の区域自治会（以下『各自治会』という）と共同連携して第1条の目的達成に努める。

(事務所)

第4条 本会の主たる事務所は、大津市日吉台一丁目 15 番 1 号に置く。

第2章 会 員

(会 員)

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

2 本会に、賛助会員を置く事ができる。

(会 費)

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(入 会)

第7条 第3条で定める区域に住所を有する個人で、本会に入会しようとするものは、別に定める入会申込書を各自治会長経由で、会長に提出するものとする。

2 本会は、前項の入会申し込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(退会等)

第8条 会員が次の各号の1に該当した場合には、退会したものとする。

- (1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
- (2) 本人より、別に定める退会届が各自治会長を経由して会長に提出された場合
- (3) 第6条で定める会費及び別に定める事業分担金等を1年以上支払わなかった時。

2 会員が死亡し又は失跡宣告を受けたときは、その資格を失う。

第3章 役員

(役員の種類別)

第9条 本会に、次の役員を置く。

会長	1名
副会長	3名
事務局長	1名
会計	1名
理事	若干名
監事	2名

(役員を選任)

第10条 役員は、総会において会員の中から選任する。

- 2 役員を選任については、別に定める役員選任規程による。
- 3 監事は、他の役員と兼ねることはできない。

(役員の職務)

第11条 会長は、本会を代表し会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 事務局長は、本会の会議議事録を作成するほか、本会の議事録の作成、広報その他一般の事務を処理する。
- 4 会計は、本会の会計事務を処理する。
- 5 理事は、本会の職務を分担し、事業運営に参画する。
- 6 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること
 - (2) 会長、副会長及びその他の役員の実務執行の状況を監査すること
 - (3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求することができる

(役員任期)

第12条 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げないが会長の任期は継続して3年を超えることはできない。

- 2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任任期とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第4章 総会

(総会の種類別)

第13条 本会の総会は、通常総会および臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第14条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の権能)

第15条 総会は、本会の最高議決機関であって、この会則に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第16条 通常総会は、毎年度決算終了後1ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の1に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要を認めたとき
- (2) 全会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき
- (3) 各自治会から請求があって役員会の議決を経たとき
- (4) 第11条6項第4号の規定により監事から請求があったとき

(総会の招集)

第17条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号、第3号及び第4号の規定による請求があったときは、その請求があった日から1か月以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容ならびに日時及び場所を示して開会の日の10日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、総会に出席した会員の中より選出する。

(総会の定足数)

第19条 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第20条 総会の議事は、この会則に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の議決権)

第21条 会員は、総会において、各々1個の表決権を有する。

(総会の書面表決等)

第22条 止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。あるいは、他の会員を代理として委任することができる。

2 前1項の場合における第19条および第20条の規定の適用については、その会員は出席したものと見なす。

(総会の議事録)

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
- (2) 会員の現在数及び出席者数(書面表決を含む)
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印をしなければならない。

(総会の運営)

第24条 総会の運営は、別に定める総会運営規程による。

第5章 役員会

(役員会の構成)

第25条 役員会は、役員をもって構成するが、監事は表決権を有しない。

(役員会の権能)

第26条 役員会は、この会則で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他本会の目的達成のための会務の執行に関する事

(役員会の招集)

第27条 役員会は、定例会と臨時会の2種とする。

2 定例役員会は、月1回開催することを通例とし、役員会が別に定める。

3 臨時役員会は、次の場合に会長が招集する。

- (1) 会長が必要と認めるとき
- (2) 役員4分の1以上から会議の目的である事項を記載した書類をもって召集の請求があったときは、請求のあった日から14日以内に役員会を招集しなければならない

4 役員会を招集しようとするときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第28条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

第29条 役員会には、第19条、第20条、第22条及び第23条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第6章 専門部会

(専門部会)

第30条 本会の事業を担当するため、役員会が必要と認めたときは専門部会を置くことができる。

第7章 特別委員会

(特別委員会)

第31条 特別の事案を解決するため役員会が必要と認めたときは、特別委員会を設置することができる。

2 委員は役員会が任命し、委員長は互選によって定める。

3 特別委員会の委員長は、役員会に出席を求めて意見を述べる事ができる。

第8章 定例協議会

(定例協議会)

第32条 本会の日常運営事項等について協議調整を行うため、役員、部会長、特別委員会の委員長、関係団体及び関係機関の役員又は責任者等により、定例協議会を開催する。

2 定例協議会は、月1回開催するのを通例とし、会長が召集する。

3 会員は、定例協議会及び役員会に傍聴人として出席することができるが発言権はない。

第9章 資産及び会計

(資産の構成)

第33条 本会の資産は、次の各号に掲げるものを以って構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産及びそれらの資産から生ずる果実
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) その他の収入
- (5) 第2号から第4号までの資産から生ずる果実

(資産の管理)

第34条 本会の資産は会長が管理し、その方法は役員会の議決により定める。ただし、前条第1項第1号の資産については、別に総会において定める。

(資産の処分)

第35条 本会の基本財産のうち、別に総会において定めるものを処分し、または担保に供する場合には、総会において出席した会員の4分の3以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第36条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第37条 本会の事業計画及び予算は、毎会計年度開始前に、会長が役員会の承認のうえ作成し、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が可決される日までの間は前年度の予算を基準として、収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第38条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支決算書、財産目録等として作成し、監査を受け、毎会計年度終了後1か月以内に総会の承認をうけなければならない。

(会計年度)

第39条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第10章 会則の変更及び解散

(会則の変更)

第40条 この会則は、総会に出席した会員の4分の3の議決を得、かつ、大津市長の認可を受けなければ変更することはできない。

(解散)

第41条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

- 2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会に出席した会員の4分の3以上の承認を得なければならない。

(残余財産の処分)

第42条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において出席した会員の4分の3以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第 1 1 章 雑 則

(備え付け帳簿及び書類)

第 43 条 本会の事務所には、会則、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(委任)

第 44 条 この会則の施行に関し必要な事項は、総会の議決により、役員会が別に定める。

(個人情報の取り扱い)

第 45 条 本会が自治連合会活動を推進するため必要とする、個人情報の取得、利用、提供および管理については「日吉台学区個人情報保護方針」に定め、適正に運用するものとする。

付 則

- 1 昭和 6 0 年 4 月 1 日制定施行する。ただし、この会則施行前に、従前の会則により行った行為は、この会則により行ったものと見做す。
- 1 平成 1 2 年 2 月 1 9 日全部を改正し、施行する。
- 1 平成 1 4 年 5 月 1 2 日全部を改正し、施行する。
- 1 平成 1 6 年 4 月 1 1 日一部を改正し、施行する。
- 1 平成 2 0 年 4 月 2 0 日一部を改正し、施行する。
- 1 平成 2 1 年 4 月 1 9 日一部を改正し、施行する。
- 1 平成 2 2 年 4 月 1 8 日一部を改正し、施行する。
- 1 平成 2 3 年 4 月 1 7 日一部を改正し、施行する。
- 1 平成 3 0 年 4 月 1 5 日一部を改正し、施行する。

別 表

日吉台学区自治連合会自治会区域表

区域自治会の名称	居住区域の表示
日吉台一丁目南自治会	日吉台一丁目 1 番街区から一丁目 14 番街区まで及び坂本 7 丁目 35 番街区の区域
日吉台一丁目北自治会	日吉台一丁目 15 番街区から一丁目 32 番街区までの区域
日吉台二丁目南自治会	日吉台二丁目 1 番街区から二丁目 19 番街区までの区域
日吉台二丁目北自治会	日吉台二丁目 20 番街区から二丁目 37 番街区までの区域
日吉台三丁目東自治会	日吉台三丁目 1 番街区から三丁目 18 番街区までの区域
日吉台三丁目西自治会	日吉台三丁目 19 番街区から三丁目 34 番街区までの区域
日吉台四丁目東自治会	日吉台四丁目 1 番街区から四丁目 14 番街区まで及び同四丁目 28 番街区の内四丁目古墳通り延長線以東の区域
日吉台四丁目西自治会	日吉台四丁目 15 番街区から四丁目 27 番街区まで及び同四丁目 28 番街区の内四丁目 26・27 番街区に隣接する区域